

# 食品表示基準の一部改正について (補足説明資料)

令和4年1月  
消費者庁食品表示企画課

## 栄養成分表示における食品単位の表示方法について

○基準において栄養成分の量及び熱量は、「当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位当たりの量を表示する。この場合、当該食品単位が1食分である場合にあつては、当該1食分の量を併記する。」とある。

○例えば、1包装が複数食分である食品等について、単に「1食分当たり」と表示した場合、消費者が適切な1食分の量を把握することができない。そのため、栄養成分表示の食品単位を「1食分当たり」と書く場合には量を併記する必要がある。

○一方で、「1個当たり」や、飲料等で表示されている「1本分」等の表示に関しては、重量等の併記は必須ではないが、併記することは可能。

第65回食品表示部会  
資料1-1 (P2) 再掲

具体例：

みかんゼリー  
栄養機能食品（ビタミンC）  
1日当たりの摂取目安量：1個



栄養成分表示 1個当たり	
熱量	100kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	0.2g
炭水化物	20~25g
食塩相当量	0.2g
ビタミンC	450mg

「1個（160g）当たり」と量を併記することも可能。

第3条（一部抜粋）

食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（略）を販売する際（略）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。（以下略）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する。（中略）この場合において、当該食品単位が1食分である場合にあつては、当該1食分の量を併記する。
--	--

## 基準改正後の高オレイン酸遺伝子組換え大豆由来の加工食品における任意表示の方法について

○今回の基準改正は「高オレイン酸」形質に係る表示を妨げるものではないため、基準改正後においても高オレイン酸形質を付加価値として事業者が訴求したい場合は、引き続き、根拠に基づき任意でその表示をすることが可能。

○なお、他品種の大豆と比較してオレイン酸含有量が高い大豆を原材料として使用し、その旨を差別化を図る目的で表示する場合は、基準第7条で規定する「特色のある原材料等に関する事項」に従って表示することが必要。

### 第7条（一部抜粋）

食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（略）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特色のある原材料等に関する事項	<p>1 特定の原産地のもの、・・・その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合・・・、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量割合</li> <li>二 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合</li> </ul>
-----------------	--

### <豆乳の場合>

### <大豆油の場合>



<b>改正前</b>	原材料名：大豆（ <u>高オレイン酸遺伝子組換え</u> ）	原材料名：食用大豆油（大豆（ <u>高オレイン酸遺伝子組換え</u> ））
<b>改正後</b>	原材料名：大豆（ <u>遺伝子組換え</u> ）	原材料名：食用大豆油

—— 義務表示：該当する原材料名の次に括弧を付して表示

高オレイン酸遺伝子組換え大豆の安全性審査の経緯や義務表示対象外とすることについて

○特定遺伝子組換え農産物については、高オレイン酸等の形質を有する農産物が組換えDNA技術を用いてのみ生産されており、組み換えられたDNA等が残存しない加工食品であっても、形質を分析することでその原材料が特定遺伝子組換え農産物であることが判別可能であることから義務表示の対象としている。

高オレイン酸遺伝子組換え大豆の安全性審査の経緯について、厚生労働省に確認したところ、「組換えDNA技術応用食品に係る安全性審査に当たっては、一般論として、これまで、表示を前提にした安全性審査はしていないと考えている」との回答があった。

○しかしながら、組換えDNA技術を用いない、従来育種による高オレイン酸大豆が国内で既に開発、流通が開始しており、「特定遺伝子組換え農産物」の定義※に該当しなくなったことから、基準別表第18の上欄から、「高オレイン酸」の形質を削除する改正を行うこととしたい。

※ 組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるもの

○今回の基準改正を行わなければ、分析による遺伝子組換え／非遺伝子組換えの判別が不可能なため、監視の実行可能性の確保が困難であり、表示の真正性が担保されないおそれ。

